

メールアカウント漏えい調査サービス利用約款

サイバーリサーチ株式会社

2019年12月23日

メールアカウント漏えい調査サービス利用約款

第1条 サービスの提供

1. サイバーリサーチ株式会社（以下、「サイバーリサーチ」といいます）は、本サービスに係る契約の申込者（以下、「契約申込者」といいます）に対して、「メールアカウント漏えい調査サービス利用約款」（以下、「本約款」といいます）に基づき、サイバーリサーチによるメールアカウント漏えい調査サービス（以下、「本サービス」といいます）の提供を行います。

第2条 本サービスの定義

1. 本サービスは、インターネットに存在するセキュリティ脅威情報を調査し、提供するサービスです。本サービスは次に掲げる事項に係るものとします。
 - (1) セキュリティ脅威情報を含むレポートの提出
 - (2) セキュリティ調査の報告会及びセミナーの実施

第3条 契約の申込と成立

1. 契約申込者は、サイバーリサーチ所定のサービス利用申込書に必要事項を記載の上、サイバーリサーチまたはサイバーリサーチが指定する販売代理店に提出するものとします。本約款は、次項の拒絶事由のある場合を除き、サイバーリサーチが契約申込書を受領することで成立します。
2. 次の各号に該当する場合には、サイバーリサーチは速やかに契約申込者に通知することにより契約の申込を拒絶することがあります。
 - (1) 本サービスの提供が技術的に困難と思われるとき
 - (2) 契約申込者が本サービスの契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき
 - (3) 契約申込者が本サービス利用申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき
 - (4) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを利用するおそれがあるとき
 - (5) 契約申込者が、サイバーリサーチならびに本サービスの信用を毀損するおそれがある態様にて本サービスを利用するおそれがあるとき
 - (6) 本サービスを直接または間接に利用するものの当該利用に対し、支障を与える態様にて本サービスを利用するおそれがあるとき

第4条 本サービスの必要条件

1. 本サービスの提供にあたっては、契約申込者は、本サービスを利用するにあたり、電子メールが正しく受信し、閲覧できる環境およびサイバーリサーチが指定する対応ソフトウェア及びブラウザ等により、本サービスを正しく閲覧できる環境を契約申込者

の費用と責任において用意する必要があります。

第5条 本サービスの利用

1. 情報の提供とサービス内容の承諾

サイバーリサーチは、契約申込者がサイバーリサーチサービス利用申込書（以下、「申込書」といいます）において選択した本サービスの内容であるセキュリティ脅威情報の提供に努めます。

2. 手続

契約申込者は、1名の管理者を任命するものとします。契約申込者は管理者に関する必要事項をサイバーリサーチが指定する書類に記載の上、サイバーリサーチに対し提供するものとします。サイバーリサーチは、本サービスについて、当該管理者からのみ指示を受けるものとします。

第6条 本サービス料金

1. 価格決定

本サービス料金は、サイバーリサーチまたはサイバーリサーチが指定する販売代理店が契約申込者に提供する価格見積書により決められます。

2. 当初の約定

契約申込者は、サイバーリサーチまたはサイバーリサーチが指定する販売代理店に対し、当初契約期間に対する費用に加え、適切な関連設備に対する費用を負担するものとします。後記に規定するサイバーリサーチの債務不履行に起因して契約を終了する場合を除き、当初契約期間に対するすべての料金（支払済み、支払予定を問わず）の払戻しは行われません。

3. 発注および請求処理

(1) サービス発注日

「サービス発注日」は、サイバーリサーチが、契約申込者の正式な発注（記入済のサービス利用申込書を含みます）を受理および処理した日を意味するものとします。

(2) 請求

① 初回請求

初回請求書は、サイバーリサーチにより、サービス発注日以後に作成され、契約申込者は、受領後請求書に記載された支払期日までにサイバーリサーチへ支払わなければなりません。

② 次回以降の請求

次回以降の請求が発生する場合は、特定月のサービスに対するものであり、請求書に記載された支払期日までにお支払いいただきます。

③ 支払遅延

期日に支払われなかった請求に対しては、期限を超過した残高について、毎月1.5%の利率で遅延利息が生じるものとします。サイバーリサーチが何らかの債権回収行為の結果追加費用を負担した場合（例えば、回収代理人または弁護士報酬等）、契約申込者は、これらの費用の全額をサイバーリサーチに償還するものとします。

第7条 終了

1. 終了

(1) 不払い

サイバーリサーチの請求期限後30日間不払いの場合、本サービスはサイバーリサーチにより無効とされ、本サービスの提供が終了するものとします。不払いによる本サービスの提供の停止または終了により、本約款上の契約申込者の義務（サービス提供の停止または終了までに生じたすべての料金の支払義務）が免除されることはないものとします。

(2) 不履行

いずれの当事者も、相手方が本約款に対して重大な違反を行った場合（上記不払い以外）、これを明記した書面による通知をしたにも関わらず、書面作成日から30日以内に是正されない時は、その不履行を理由として、本サービスを終了することができるものとします。

(3) 期間の終了

いずれの当事者も、いかなる理由であれ、当初期間またはその後の期間が終了する30日前までに、書面による通知をなすことにより、本約款を終了することができるものとします。

(4) 権利または先取特権の不存在

契約申込者は、本約款もしくはその終了の結果として、本サービスにつき、いかなる権利も取得しないものとします。同様に、サイバーリサーチも、本約款もしくはその終了の結果として、契約申込者もしくは本サービスに関し、いかなる所有権もしくは賃借権も取得しないものとします。

第8条 秘密情報の取り扱い

1. 秘密性の上承

契約申込者は、サイバーリサーチまたはサイバーリサーチが指定する販売代理店に対し、本サービスの提供に必要な範囲で、契約申込み者の業務に関連する秘密情報および財産的価値のある情報（秘密扱いと明示、指定または記された資料を含みます）を開示することを了承します。秘密情報には、次の各情報は含まれないものとします。

(1) 既に公知の情報または受領者が独自に開発した情報

- (2) 受領者の不法行為によらず、公知になった情報
- (3) 受領者が、守秘義務を負わずに第三者から受領した情報

2. 非開示特約

各当事者は、本約款により、いかなる人もしくは法人（本約款の履行に関連して情報を「知る必要性」を有する各当事者の従業員または代理人、ならびに相手方が署名入りの書面により承認したその他の受領者を除きます）に対しても、相手方当事者の秘密情報を、開示又は漏洩しないものとするを了承します。いずれの当事者も、相手方当事者（もしくは第三者）のソフトウェア、ドキュメンテーションおよび秘密情報から、財産権、著作権、商標権または企業秘密に関する部分を改変または除去しないものとします。本約款に基づく当事者の秘密保持義務は、理由の如何を問わず、本約款の終了後も存続するものとします。

3. 個人情報の取扱い

前2項の外、サイバーリサーチまたはサイバーリサーチが指定する販売代理店が個人情報を取得し、又は、契約申込み者から取得する個人データの取扱いについては、個人情報保護法第4章の規定によるものとします。

第9条 責任・保証

1. サイバーリサーチは、本サービスのセキュリティ脅威情報に関し、いかなる保証（特定目的への適合性、機能および効果の有効性、サービスの品質、脅威に対する安全性、情報の正確性などを含みますが、これらに限りません）も行いません。
2. サイバーリサーチは、サイバーリサーチの本規約の履行に関し、サイバーリサーチの故意または重大な過失による直接の結果として、契約申込者が現実に被った通常の損害に限り、本条第5項の限度内で、契約申込者に対して、損害を賠償するものとします。ただし、前項ただし書により修補しないことにより生じた損害については、サイバーリサーチは、一切損害賠償の責を負わないものとします。
3. 契約申込者の使用上の過誤、第三者の使用等によって生じる一切の損害の責任は、契約申込者が負うものとし、サイバーリサーチは一切責任を負わないものとします。
4. サイバーリサーチの契約申込者に対する損害賠償の責任金額は、サイバーリサーチの債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求の原因の如何に関わらず、契約申込者がサイバーリサーチに対して当該損害の原因になった本サービスに関し、当該原因が発生した直前の12か月間に支払われた料金金額を限度とします。

第10条 免責

1. 前条の場合を除き、サイバーリサーチは次の事項に関連して何ら保証を行いません。
 - (1) 第三者提供の機器・ソフトウェア・サービスまたは情報

本サービスに関連し、サイバーリサーチが第三者から機器・ソフトウェア・サービスもしくは情報の提供を受け、サイバーリサーチのサービスに付加して契約申込者に提供する場合、当該機器・ソフトウェア・サービスならびに情報については、サイバーリサーチとして可能な範囲内において、当該機器およびソフトウェアのメーカーの保証またはサービス提供者の保証（すべての場合において、性能および性質については、当該メーカーまたはサービス提供者が表明する内容が適用されます）を契約申込者に提供し、契約申込者は、これによる利益を受けることができるものとします。ただし、当該機器・ソフトウェア・サービスもしくは情報に関する保証または補償、もしくは損害に対する契約申込者の唯一の権利は、当該メーカーまたはサービス提供者に対する訴訟もしくは補償の請求であり、サイバーリサーチ、その親会社、役員、従業員および代理人に対するものではないものとし、これらの違反は、本約款に関するいずれの当事者の権利および義務について何らの影響も及ぼさないものとします。

(2) 契約申込者の設備およびその利用に関するセキュリティ

契約申込者は、自らのコンピュータおよびネットワークの利用ならびにそれらから得られる結果に対して責任を負うものとします。関連するサイバーリサーチ所有設備に関して前条第1項で具体的に規定された事項を除き、サイバーリサーチは、本サービスに関し、明示的にも黙示的にも法的にもいかなる種類の保証も行いません（サイバーリサーチによる営業活動・プロモーション活動において、本サービスの特定目的に対する有効性に関する表現は有効性を謳うものであり保証を意味するものではありません）。サイバーリサーチは、契約申込者のコンピュータまたはコンピュータ・ネットワークのセキュリティに依存する第三者に対し何ら保証をしません。

(3) セキュリティ侵害

契約申込者は、いかなる場合においても、サイバーリサーチ、その親会社、関連会社、取締役、従業員および代理人、ならびにサイバーリサーチが、契約申込者、そのユーザまたは契約申込者のコンピュータもしくはコンピュータ・ネットワークのセキュリティに依存する他の者が被ったセキュリティ侵害について（本サービスに関連または起因するかを問いません）、あるいは何らかの点において本サービスの履行不能について、責任を負わないことに同意します。

第11条 解除

1. いずれの当事者も、次項に規定する場合を除き、相手方が本約款上の義務を履行しない場合には、相当の期間を定めた書面による催告を行い、かかる期間内に相手方が不履行を是正しない場合には本約款を解除することができるものとします。
2. いずれの当事者も、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何

らの勧告なしに直ちに本約款を解除することができるものとします。

- (1) 仮差押、差押若しくは競売の申請、又は破産、民事再生手続開始、会社整理若しくは会社更生手続開始の申立を自ら為したとき、または第三者をして申立てを受けたとき、または清算に入ったとき
 - (2) 租税公課を滞納して滞納処分を受けたとき
 - (3) 支払いを停止したときまたは支払い不能におちいったとき
 - (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (5) 解散の決議を行ったとき、または解散命令を受けたとき
 - (6) 営業の停止・廃止若しくは営業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (7) サイバーリサーチが契約申込者に対して本約款の改定を申し入れた場合に、契約申込者が申し入れの日から30日以内にサイバーリサーチに対してこれに異議を述べたとき
 - (8) その他本約款を継続し難い重大な事由が発生したとき
3. 契約申込者が、本条第1項および前項各号のいずれか一にでも該当したときは、当然に期限の利益を失いサイバーリサーチに対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。

第12条 保険

1. 各当事者は、自己のリスク軽減のために、本約款に基づく個々の行為（セキュリティ脅威情報の参照および利用、コンピュータをネットワークに接続すること等）を対象とする保険（労災保険、身体的傷害および有形資産の損害に対する包括的一般的責任ならびに電子データの不正な修正、損傷および破壊による損失ならびに媒体に対する十分な補償を含むものとします）を、各当事者の責任と負担により加入および維持するものとします。

第13条 表明および保証

1. 両当事者は、本約款を締結し、本約款上の義務を履行する完全な法令上の権能および権限を有すること、ならびに本サービス利用申込書の申込者が本約款を締結する適法な権限を有することを表明し保証します。

第14条 一般条項

1. いずれの当事者も、相手方の事前の書面による承諾を得ずにこの承諾は不合理に差し控えられないものとします）、本約款を譲渡することはできないものとします。ただし、合併、又は、会社分割による場合を除きます。
2. いずれの当事者も以下に起因する本約款の義務の不履行または履行遅滞について責任

を負わないものとし、これを理由として本約款の違反または不履行が生じているとはみなされないものとします。ただし、当該当事者は通常の履行の再開に最大限の努力をするものとします。

要因：地震、洪水、火災、嵐等の天災、戦争、労働争議（ストライキおよびロックアウトを含みます）、政府の規制もしくは干渉、当該当事者の合理的注意義務の行使によっても克服不可能な事項

3. 本約款のいかなる規定も、契約申込者、関係会社、株主、本約款当事者のパートナーまたはその他の第三者について、第三者受益権またはその他のいかなる種類の権利の提供または創設を意味するものではなく、またそのように解釈されるものではありません。
4. いずれかの当事者による本約款に定める権利の行使の放棄または懈怠は、本約款に基づくその他の権利の放棄とはみなされないものとします。
5. 本約款のいずれかの規定が管轄裁判所により法に抵触すると判断された場合でも、本約款の残余の規定は完全な効力を維持するものとします。
6. 本約款の終了、中途解約もしくは満了後も継続する両当事者の権利および義務は、その性質上、当該終了、中途解約もしくは満了後も存続するものとします。
7. 本約款は、本約款の目的に関する当事者の完全な合意および了解事項を構成し、書面または口頭によるその他の合意または了解事項に取って代わるものとします。
8. 契約申込者の購入注文条件と本約款との間に齟齬が生じた場合、本約款が優先するものとします。
9. サイバーリサーチは、本約款を変更することがあります。すでに締結された約款にも変更後の約款が適用されるものとします。サイバーリサーチは、本約款を変更する場合は、変更する30日前までにサイバーリサーチホームページに掲載することにより、契約申込者に通知するものとします。契約申込者は、サイバーリサーチが本約款の改定を申し出たのに対し、30日以内にこれに異議を申し出なかった場合には、約款の改訂に同意したものと取り扱われることを承諾し、これに異議を述べません。
10. 契約申込者は、本約款に起因または関連する訴訟または手続きについて、東京地方裁判所の専属的管轄権に服することに同意します。
11. 本約款は、日本法に準拠するものとします。

以上